

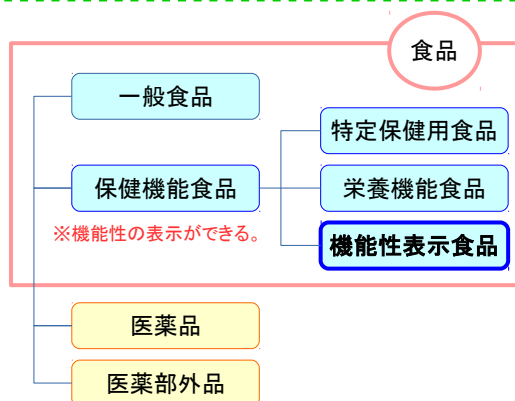
2015年4月スタート「食品表示法」

機能性表示食品

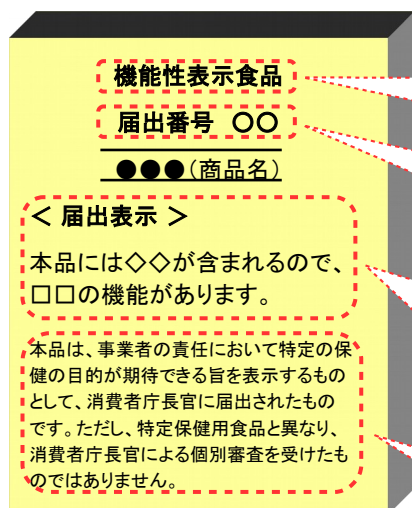
- 特定保健用食品(トクホ)、栄養機能食品とは異なる新しい食品の機能性表示制度ができました。
- 事業者の責任で、科学的根拠を基に商品パッケージに機能性を表示するものとして、消費者庁に届け出られた食品です。
- 商品を買う前、摂取する前に、商品に表示されている注意書きや消費者庁のウェブサイトにて公開された情報をしっかり確認してください。

機能性表示食品の特徴

- 疾病に罹患していない方(未成年、妊産婦等を除く。)を対象にした食品です。
- 生鮮食品を含め、全ての食品(一部除く。)が対象になっています。
- 特定保健用食品とは異なり、国が安全性と機能性の審査を行ったものではありません。
- 事業者が消費者庁に届け出た情報は、消費者庁のウェブサイトにて公開されます。



機能性表示食品の表示



【機能性表示食品】
パッケージの主要な面に
表示されています。

【届出番号】
届出により付与された番
号が表示されています。

【届出表示】
科学的根拠を基にした機
能性について、消費者庁
長官に届け出た内容が表
示されています。

「届出表示」と同一面
に表示されています。

この他、【1日当たりの摂取目安量】
【摂取の方法】、【摂取上の注意】
などの情報や注意喚起が表示されて
います。

医薬品では
ありません。
表示されている情報
をしっかりと確認！！



©2015秋田県
んだっちゃんH290134

「機能性表示食品の届出情報」を確認したいときは

消費者庁のウェブサイトで、安全性や機能性の根拠など事業者が届け出た情報が公開されています。
こちらでご確認ください。 <http://www.caa.go.jp/foods/index23.html>